

# 第1回市民憲章検討委員会議事録

日時 平成21年12月22日(火)

午後1時30分～午後3時30分

場所 田村市役所 第5会議室

出席者 柳沼昌壽委員、大橋重信委員、岩沢憲一委員、村上英治委員、星達夫委員、坂本恵委員、白岩二郎委員、桑原義昌委員、桜田容子委員、渡辺芳江委員

事務局 西山補佐、松本補佐、筋内主査

## 1 開会(西山補佐)

会議に先立ちまして、委員の皆さんに委嘱状を交付させていただきます。本日市長が急遽出席できなくなりましたので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。本日は副市長に出席頂いておりますので、副市長がみなさまの席をまわりますので、自席でお受け取りくださるようよろしくお願いいたします。

## 2 委嘱状交付

(副市長が各委員の席を回り、各委員へ一人一人委嘱状を交付)

続きまして、橋本副市長よりご挨拶申し上げます。

## 3 市長あいさつ(橋本副市長)

ただいまございましたように、委嘱状はもちろんでございますけれども、市長から挨拶を申し上げる予定でしたが、甚だ失礼でございましたけれども、私の方から委嘱状を、さらにはご挨拶をさせて頂く次第でございます。

ご承知のように田村市は、合併して来年は5周年を迎えるということになります。合併当初は、田村市の市章を、それから併わせて、市の花・木・鳥について制定させて頂いてございます。要点の5周年記念事業といたしまして、市民憲章を制定することになった次第でございます。そのために本年度から、その事業に向けて作業に入りますとともに、皆さん方に市民憲章の検討委員として、御委嘱を申し上げる次第でございます。本日は本当にお忙しい中、ご出席頂きまして、本当にありがとうございました。

この後、事務局のほうからいろいろ詳しい説明があるとは思いますが、市民憲章につきましては、皆様方のご意見を頂戴しながら、まとめあげていく事になりますが、その過程におきましては、いわゆる市民のみなさまのご意見を頂きながらまとめるという手法を取り入れ、まだ予算編成の途中ではありますので、定まってはおりませんけれども、5周年の合併事業として記念式典のもののような計画の中で、ご披露申し上げる考えでいるところでございます。委員の皆様といたしましては、市民の代表として、各地域の地域審議会の会長さん、それから学識経験者として、先生の皆さんをはじめ、5名の皆さんをお願いいたします。長い時間になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それぞれの旧町村には、5町村のうち4町村には、いわゆる町村民憲章というものを制定してありました。長い期間本当に恐縮ではありますが、皆さん方のお知恵を拝借しながら、今後制定に向けて、進めてまいりたいと考えておりますので、お願い申し上げます。

時節がら、新型インフルエンザをはじめ季節性インフルエンザなど大変気になる事件がございますので、皆様方にはくれぐれも、十分ご注意頂きまして、市民の皆さんが共通する願い、あるいは目標となるものが、ちりばめられたような、そういった市民憲章がまとまりますように、みなさまのご協力をお願い申し上げまして、市長に代わってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副市長退席

#### 4 検討委員会の運営（西山補佐）

若干ご説明させていただきます。お配りさせて頂きました資料2ページ目をごらん頂きたいと思っております。検討委員会の設置要綱でございますが、市民憲章を制定するという目的で、検討委員会は設置されたものです。委員の構成は、10名以内で構成ということで、1ページ目に名簿をお付けしておりますが、市民代表として各地区の地域審議会の会長さん方5名、各組織を代表いたしまして5名ということで、本日10名の方に御委嘱申し上げます。こちらにつきましては、副市長もお話しましたとおり、田村市は来年の3月1日を持ちまして合併5周年を迎えることとなります。現在5周年記念事業として計画しておりますところですが、その一環としまして、市民憲章を制定し、記念式典等の日程等はまだ決まっておりますけれども、そういった機会を設けて市民の方々にご披露申し上げたい。そういった計画を立てているところであります。市民憲章といたしますと、市民の目線で市民の方々の方がわかりやすく身近に感じる内容であることが大切だろうと思っております。制定までは数回の検討委員会を予定しております。それまでのスケジュールやまた詳細につきましては、本日の議事の中で、ご検討頂くという予定をしております。最終的には委員の皆様方で検討されました素案を、決定する前にいったん市民の皆さんに公表しそれぞれの意見を伺って、その意見を踏まえて最終的に皆さんに決めて頂きたいと、そういった予定をしております。概ね5月末日ぐらいまでに、決めていただければと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

#### 5 委員長及び副委員長の選出（西山補佐）

委員長・副委員長の選出ということであります。委員会要綱の規定によりますと委員の皆様方の互選ということで、決めて頂きたいと思っております。委員長になられたかたは会議の議長ということで、併せてお願いしたいと思っておりますが、どのような方法で選定するかも含めて、ご協議頂きたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

（案があれば、発表して頂いて。）

事務局案としては、区長会長でもあります都路の審議会長でもあります岩沢さんに、委員長を、副委員長としましては、青年会議所の理事長さんの桑原さんをお願いできれば。決してこだわることではないということで、皆さんの意見で決めていただければ。市長も承知の上であります。

（素案で結構だと思います。）

異議なし。

了解いただけたということで。

#### 岩沢委員

ただいま市民憲章の検討委員会の委員長として、推薦頂きました都路町の岩沢憲一と申します。私には大役と思っておりますが皆様方のご協力、ご指導頂きながら全うしたいと思っておりますので、皆様方のご指導ご協力よろしくお願い致します。

## 西山補佐

早速議事に入らせて頂きたいと思えます。委員長さんに議長をやって頂いて、進めていきたいと思えます。

## 岩沢委員長

直ちに議事に入りたいと思えます。

議案1の市民憲章制定要綱(案)について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## 松本補佐

資料1の市民憲章制定要領に関しましては、市民一人一人が、田村市への誇りと愛着をもって、安全で潤いに満ちた生活を営むために、市民自らが街づくりに積極的に参加していく必要があります。そのための心の拠り所となる市民憲章を制定するのが狙いであります。

次に制定の基準であります。

制定にあたっては、次の4つが必要とされています。1つは、常に心の拠り所となるもの。これは良い街を作るためには、全市民が継続的に努力をする必要がある。しかし継続的に努力するためには、常に心の拠り所となるものが必要であります。それで心の拠り所となる市民憲章の制定の必要性があるとした考え方です。

次に2つ目ですが、音読したときに心地よく耳に入ってくるもの。それから次の3番目は小学生でも理解できるものとありますが、これは日本の市民憲章の良さというものは、古くからこの2つにあるという風に言われております。したがって、2番目の声にしたときに心地よく耳に入るもの、それから小学生でも理解できるようなものにする事に留意する必要があると言われております。

それから4つ目の外来語はできるだけ用いないようにしたい。日本の市民憲章は和語を使った憲章であるという風なことから、極力外来語は使わないようにしようという事があるようです。ちなみに他市のものを見ますと、市民憲章の中に、例えばスポーツとかニーズといった言葉が市民憲章の中に入ってきますが、そういったスポーツとかニーズとか極力使わないで、なるべく日本語の良さを活かして作っていきたくて考えております。

それから3番目の制定方法です。先ほどお話ありましたように、3段階の手順を考えております。まず、第1段階として、皆様方の委員会で市民憲章の素案を作ってください。第2段階として、素案について広報紙とかホームページを使って、パブリックコメント、いわゆる住民の意見を聞くということです。具体的に広報紙で素案を示して、住民にご覧頂いて、それに対してご意見を伺うという手法です。

3番目として、住民の意見を聞いた後、素案をどうするのかという検討をして頂いて、最終的に市民憲章をまとめていく、制定方法をとりたいと考えています。

次に4番目の公開等ですが、公開については2つあります。1つは、委員会の状況を広報紙・ホームページで随時公開したいということです。これは分厚い参考資料にも書いてありますが、良い市民憲章の条件として、検討の過程を住民に公開し納得していただいた上で、作ったあとに大した価値がないものだと、いう風なこともあることから、会議の情報は随時広報紙とかホームページで公開する予定であります。

次に2つ目ですが、市民憲章をこの委員会で決定した後、議会へ報告します。その後、公示を行い、制定手続きの一切が終了するということになります。ちなみに市民憲章というのは、議会の議決事項ではありません。議会に関しましては、折に触れて委員会の報告状況について報告したいと思えます。

それから5番目の制定時期ですが、先ほどお話ありましたように、5月下旬から6月めどには、制定したいという風に考えおります。その後7月頃に予定しております合併記念式典に披

露したいと考えております。以上が制定の要綱案となります。よろしくお願いいたします。

#### **岩沢委員長**

以上のことで、皆さんから、ご質問などがあれば挙手の上で伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### **星委員**

市民が、口ずさまれるようなものを作るのはもちろんだと思いますが、例えば、子ども達の10か条というのですか？ありますね。それとの考え方、あれはあれで良いのか、子どもから年寄りの人を対象にするのか、ということも考えなくてはいけないと思います、あの10か条は誰がどこで作ったのか、常に疑問に思っているんです。ですから住民に訴えるというか、住民に問いかけて作るというのが基本だと思うんですね。委員会だけで作るというのは、極力避けるべきだと思います。

#### **岩沢委員長**

ただいま、委員会だけではなくて、住民に問いかけて、住民の声を反映させて市民憲章を制定するように。というご要望に何かありますか。

教育関係の10か条については、皆さんもご承知でしょうか。どのように策定したのかというのがございましたが、このことに関して事務局のほうから説明をお願いします。

#### **松本補佐**

ただいまお話を頂きました10か条につきましては、承知はしていますが、ただ詳しい制定過程とか、誰が作ったのかは承知しておりませんので、後日調査をいたしまして、委員の皆様にお知らせしたいと思います。

もう1点の市民憲章を制定した後に、有効なものとするためには、市民の意見を広く聞く必要があるとおっしゃられましたが、まったくその通りであると思います。市民憲章の制定の仕方にはいろいろ方法があります。1から市民の公募を頂く、やり方もあります。一方、委員会を立ち上げて市民の代表の方が制定して頂く方法があります。他にもたくさんあるのですが、今回は委員会を立ち上げてやる方法を選択させて頂いております。原案となるものは委員会でご検討いただいたうえで、最終的に、その原案についてどうでしょうかと投げかけて、パブリックコメントを行います。今回は4月、1ヶ月間を設けて、広報とかホームページとかで住民に広く投げかけたいと考えております。そこで、市民の皆さんから広く意見を忌憚なく賜りたいという手法をとっておりますので、今後そのような形で進めさせて頂きたく考えております。

#### **岩沢委員長**

委員会だけでなく、広く広報紙・ホームページにより、意見公募を行って、委員会において素案を策定するという方法に関して、皆さんの方からご意見があればどうぞ。

#### **桜田委員**

全市民を対象にするなら、老人から子どもまで入ってくると思います。意見公募があるから、この方法が良いのではないかとというのが私個人の考えです。

#### **柳沼委員**

だいたいこれを読むと出尽くしていると思うのですが、密室ではなく透明さが重要であると、ただ事務局がいった手順に私は意見がある。我々が決めて公募を頂くという説明がありました。我々が決めてまたやるのでは、来春になるので、公募を頂いて、我々が検討してそれで発表して皆さんの意見を聞いてやるのが良いのではないかと、手順的には、私はちょっと違うのではないかと考えたものですから。

#### **岩沢委員長**

手順のことについて、どのように進めていくかということですが、いかがでしょうか、皆さ

んと意見交換をして、手順をどうするかと、それとも委員会で素案を作って、という風なことにするか、いかがですかね。

#### **村上委員**

何も出さないで市民憲章を募集します。という方法では、市民の皆さんが意見を出せる状況なのかなと思うのですが。委員会で1つの素案として出して、広く市民の意見を取り入れたほうが良いのではないのかと私は思いますが、何もなくては、出されたほうも困るのではないかと考えます。

#### **岩沢委員長**

結果とすれば、初めから公募したのをまとめて、委員会で検討する方法と事務局案のとおり委員会でまとめてパブリックコメントを求める方法と、方法としては2つ出たのですが、どうですか。

#### **星委員**

いろんな方法があると思います。柳沼委員から、お話がありましたように、船引の駅前を今作っているんですね。行政局のほうから説明会をやると市民や区民は、どう考えているかと言えば、どうせ行政局で作るんだからと文句が出てくるのがその例ですね。ですから、一番最初の問い掛け方として、ある程度素案を出してやる方法もあるんですね。まったく白紙から出す方法もあるだろうし、その辺の考えなんです。ですから、住民に最初に問いかける方法を考えないと、どうせ行政局で作ってるんだ、委員会で作ってるんだというような事になりかねない。やはり、住民に最初に問いかける方法が一番市民も興味を示すんじゃないでしょうかね。

#### **大橋委員**

柳沼委員の考え方も、村上委員の考え方もそれぞれ一理あると思う。

ここの資料にあるとおり、素案を作らないと市民の皆さんがどうやって良いのか分からないと思う。旧町村にはそれぞれこういう憲章がありましたよ、といった事で市民に公募をかけて、素案を作ってもらったほうが、委員は委員で素案を作るにしても、それに肉付けをするのも、削るのも委員の皆さんに検討してもらって、市民から言わせれば何をやってるのか分からないといった事もあるので、良いのではないかと思う。

大体、距離的にも離れていない町村であったので、こういうものであれば、5町村だいたい同じでないかと、難しいことを考えなくても、自然を愛し・・・教育を・・・、っていうのは。

そうであれば5町村のうち良いのを1つずつとって、大体これで田村の市民憲章まとまるのではないかと。

#### **桜田委員**

来る前にも町民憲章なんてあったの？なんて話をしました。

それが、広報しても、見てない人たちが多いのかなって感じがしてきたんだけど。

#### **大橋委員**

旧町村のを見ると大体同じ。

#### **桜田委員**

似てますよね。

#### **村上委員**

資料を前もって送って貰っていたので、見てみたら、同じようなものが並んでるから、そういう事も出来るんじゃないかと思っていた。

#### **桜田委員**

これをみると、ある程度部門別に分けてはありますよね。

#### **松本補佐**

ここで参考までに、お話をさせて頂きたいのですが、本日お配りしました分厚い資料の中に、こんなことが書いてあります。市民憲章を作ってその後どうなるのか。というのが書いてありますが、一生懸命汗を流して市民憲章をつくりました。とこれで終わりではないということが、書いてあります。憲章作った後で、日常生活にどういったものに活かしていくのか、そういったものの方がより重要なのではないかという風なことも書いてあります。なので、市民憲章を作って、その後の推進活動にあるという事が書いてあります。従いまして、一生懸命汗流して、作るのも1つの方法であります。作ったあと、どういうふうにも市民の皆さんとともに活かしていくかも、その後推進活動にあると書いてありますので、まずは一生懸命作って、次に日常生活に活かしていく。そういった中で、良い市民憲章作ったという様な事も書いてありますので、時間があれば、ご参考までにお願ひします。

#### **岩沢委員長**

市民憲章制定にあたって、皆さんとお話しているわけですが、各旧町村にそういうものがあつたのだということだろうと思います。また、市民憲章をもとに各市町村とも、その町を作っていくと、事ある毎にPRしながら努めてきているのだと思うのです。ただ、あつたというのも事実だろうと思いますし、憲章策定に当たっては、みんなで良いものを作るその表れであると思いますので、そしてなおかつ市民の皆さんに広く知らせていくのは本当に大切なことであると思いますので、手順の検討で、良い方向にもっていきたいと思っていますので、いろんな意見もあると思いますし、また、意見を出し合つて、作っていきたいと思いますので、皆さんご協力よろしくお願ひします。どっちが良いかと言う事ではなく、話し合いの中で決定していきたいと思っています。

福島大の先生はどうお考えですか。

#### **坂本委員**

パブリックコメント、市民の皆さんにできあがつたものを見て頂いて部分的に直すと言うよりも、自分達で作つたと自覚できるような過程になるのが良いなと思います。5月、6月を目処にというスケジュール的なものもあると思うんですが、1月20日に素案を事務局のほうに送るということだと思ふんですね。これはこれで進めて、今まであつた旧町村のものを何かの形で市民の皆さんに見て頂いて、市民の皆さんからも素案を出して頂いて、例えば2月4日までに市民の方からも素案を頂くという方法もあるのかなと。

#### **岩沢委員長**

両方の案もあるというご意見もあつたのですが、どうでしょうか。

#### **柳沼委員**

まったくそうだと思います。

ある程度目的とか条件を示して、素案を頂いて、進めていくということで同じだと思います。

#### **星委員**

どんなものを作つても、どの町にでもある安心・安全の町というのがありますね。どこにでも書いてある、あれを活かされているのかというと、活かしきれてない。あれの活用の仕方と同じで、いわゆる憲章の活用の仕方も我々には責任あると思うんです。

活用について出来てからも検討の必要があると思うんです。作りっぱなしでこれやれよ、となかなかこれ実行できないと思うんですよね。そういうところまで話し合つて、問いかければ良いのではないかと思うんですね。

#### **岩沢委員長**

活用の仕方との話ですが、それは出来てからの話で、まあそういうことも踏まえながら、この中で、皆さんからいろいろ話しでしたが、制定の方法について2つの方法のうちどうする

か。

市民からご意見を頂いて、委員会と併せて検討する方法と、委員会で素案を作って検討する方法だが、どちらにすればよいか。

私は、制定の方法は委員会で市民憲章の内容を検討し、市民からのそれぞれの意見を頂いて、それと合わせて、委員会で検討して、広報紙・ホームページ・パブリックコメントを行うということにしたいと思いますが、どうでしょうか。

(異議なし)

それでは、まず市民から公募し、それと合わせて委員会でもって素案を作り、そしてその後にパブリックコメントの結果を踏まえ、素案を再度検討していく。という方法を取りたいと思います。

#### **松本補佐**

それでは確認させていただきます。3番の制定方法ですが、(1)につきましては、修正します。やり方としては、まずは市民から提案頂くということですね。当委員会でも合わせて粛々と素案を作る。それを平行して進める。という考え方でよろしいでしょうか。

#### **岩沢委員長**

先述の件で、良いですね。

(それで良いと思います。)

日程的に、まずすぐ取り掛からないと、時間がたりないというところがあるわけですね。

#### **大橋委員**

市民に問いかけるにしても、ある程度の情報を示してやらないと。

#### **桑原委員**

旧憲章を配れば良いじゃないですか。あなたの町にはかつてこういうものがあたって。これで十分素案だと思えますが。

#### **星委員**

そう。何か情報がないと、俺はだめだ、関心が無くなってなるとそれで終わっちゃうんですね。関心を持てるような素材を出さないとね。

#### **桑原委員**

旧町のものは、自然を愛し健康であふれる町にしよう、というような文章であり、そのまま載せるとか我々が文面を変えてとか、そういう感じで良いのですか。それによって、せっかく公募した中で、例えば懸賞を与えるとか、そうすればどんどん公募はあがってくると思います。いろんな方法はあると思うんですが。

#### **星委員**

公募の仕方です。ね。

#### **桑原委員**

そういう方法や期限をつけると公募は早いと思います。

#### **西山補佐**

その件に関しまして、事務局サイドですが、最初に公募は検討したのですが、なぜ公募しないで検討委員会のほうになったかなんですが、一般の市民の方に聞きますといろんなスタイルの様々なものがあがってくると思うんですね。その中で意見を検討委員会の中で、検討して頂くとしても、良し悪しを決めるような、優劣を決めるというような作品ができあがってくるという想定はしていました。なぜ私の作品が採用されなかったのかという不満が出る。あの方のは採用され、私のは採用されないのはどうしてなのか、その理由付けが非常に難しい。ということがありまして、であれば素案を作り提示して、まったく違う意見を出されてもそれはかま

わない、素案を直せということではなく、そういったことのほうが良いのかなと、事務局サイドでは考えた経過ではありました。ですから、一般的に公募してしまうと、関心を持たせれば、持たせるほど、何十種類と様々な意見がでてきて、どうやって選んだら良いのだろうという悩みがでてくるだろうと思ったんです。

**星委員**

しかしですね、俺のがどこが悪いのかと市民憲章だからそこまでいくかもしれませんよ。

**大橋委員**

我々10人の意見より、何万人の考えは別だから、やっぱり多くの人の意見を求めるべきだと思う。

**西山補佐**

今のお話の中で、懸賞金という話もあったものですから、そうすれば誰かを選ばなくてはいけませんよね。

**大橋委員**

懸賞金は出さなければ良いのでは。

**西山補佐**

まず予算というものもありまして、想定はしてなかったのですが、そういったことを含めましてお話をしました。

**大橋委員**

一字一句まで見て、なんで俺のは選ばれなかったとかは、公表するからそうだとしても、検討委員会で検討した結果で、採用すればそれはそれで良いのだと思う。委員の皆さんも優秀だけれども、もっと優秀な市民の方もいると思います。その人の意見もやっぱり拝聴すべきだと思います。

**岩沢委員長**

皆さんのご意見を踏まえて、結果としては、まず住民から頂いて、委員会等でいろいろ十分検討しながら、市民に公表する。そしてなおかつ、検討をして頂くということになりますので、良いですか。

市民の公募の案と合わせて、平行して検討委員会で素案を作って、作ったものを再度市民の皆さんに公表して、市民に問う。

**柳沼委員**

良いと思います。市民に問うということは、密室で行われたということから外れるわけですし、みんなから意見を求めるという条件を満たすわけですから、田村市を思う人に名前を公表しないということで、揉んで行くと、そうすればみんなクリアできるのではないですか。

**岩沢委員長**

制定方法については、今お話したとおり、委員会で作成したものを市民に問うのではなく、まず、市民から公募を頂いて、なお委員会等でその意見も踏まえ、そして、素案を作って、そして再度市民に問うと。良いですか。

(異議なし。)

じゃ、そのようにしたいと思います。

続いて(2)の検討委員会の申し合わせ事項案についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。

**松本補佐**

検討委員会の申し合わせ事項案について説明をさせていただきます。

今日から、制定までの一連の流れについての申し合わせ事項となります。それから2番以降

ですが、会議の傍聴について、3番の会議の会議録について、それから4番の会議の日程についての申し合わせについてお諮りするものです。

初めに、会議の申し合わせ事項についてです。ただいまの制定要領の決定に関しまして、若干変更になるとお考え下さい。

はじめに今日22日は、委員の委嘱をして、委員長・副委員長選出、市民憲章要領を決定いたしました。ただいま、検討委員会の申し合わせ事項について決定をして頂いております。その後、考えていたことではあります。委員さんそれぞれに、市民憲章の案をそれぞれ作って頂いて、概ね1月20日頃までに送付頂き、送付頂いたものを私のほうで一覧表にまとめて、第2回の通知と一緒に発送した上で他の委員さんがどういったものを作っていたのかを見て頂き、第2回の会議に臨んで頂くことを考えておりました。第2回の会議では、委員さんにそれぞれ作って頂いた10個の案が並びます。それについて、第2回の検討委員会で検討頂くことを考えておりました。この段階で憲章の素案についての検討に入って頂くことを考えておりました。3月の中旬には、最終的に市民の皆さん方にパブリックコメントとして意見を求めるため、その原案になるものを決定して貰う事を考えておりました。それを踏まえて4月には、市民憲章の素案、パブリックコメントとして、1ヶ月間の期間をおいて、それぞれ市民のかたにそれぞれ意見をお伺いすることを考えておりました。

それを踏まえて、5月にどういった意見が市民の方から出たのか、最終的に決定して頂くことを考えておりましたが、先ほど、制定の仕方について変更がありましたので、まず1月20日までに、委員さんから1案ずつだして頂く、それと同時並行で、市民にも期間を区切った上で意見を聞き、両方出揃った時点でそれらを相対的に見渡した中で、パブリックコメントに付す素案を決定するという風な手順にさせていただきます。市民にいつの時期からいつの時期まで案を求めるのか、私のほうで決めさせていただきます。仮の話ですが、今からですと、1月の中旬から2月の中旬ごろになるかと考えております。以上が会議の日程、スケジュールです。

先ほど言いました2番の会議の傍聴については、見たいという方がいらっしゃれば、どうぞ自由に見てくださいという風にさせていただきます。傍聴人には可能な限り、資料をお渡ししたいと思います。あと3番の会議録については、これは作成したい。作成した会議録は、ホームページに掲載と市役所の本庁・行政局・出張所あたりにもストックしておいて、見たいというかたがいれば見て頂くことにさせていただきます。見たいと思います。

会議録の作成に当たっては、発言者の氏名を公表する。会議録は委員の署名を行わない。これを申し合わせとさせていただきます。次回以降の会議の資料ですが、概ね1週間以内には発送させて頂くという風にさせていただきます。ここでの申し合わせ事項の変更点というのは、先ほど言いましたように、まず、委員さんそれぞれに案を作ると、それと同時並行して、市民の方にも広報紙を通じて周知をした上で、市民憲章の案を出して欲しいと問いかけ、両方出揃った時点で第2回の会議を開くという事になるのかなと考えていますが、そういった方向でご審議を頂きたいと思っております。

#### **岩沢委員長**

ただいま説明がありましたが、事務局が考えたものを変更せざるをえないと私は考えますが、委員から案は大丈夫だと思いますが、市民からの意見を貰うことになるので、この日程でもっていけるかどうかなんです。

#### **松本補佐**

第2回がここでは2月4日になっていますが、市民からの意見を聞くとなると、この日程では無理ですので、私のほうで調整させていただきます。

### 大橋委員

委員から貰うのも市民憲章（案）でなくて、素案とするべきではないか。

### 岩沢委員長

各委員から求めるもの、それから市民に求めるもの、これについては案ではなくて、素案ということで、訂正していきたいと思いますが、いかがですか。

案でなくて、素案という風に訂正したいと思います。これらのこの日程の中でもって、決定して良いでしょうか。

### 大橋委員

事務局で出来るのならこれで良いのではないか。

### 松本補佐

日程的なものですが、仮に市民に問いかける期間が1月中旬から2月中旬とした場合に、2月中旬以降に市民の素案がまとまるので、会議は2月中旬以降とさせていただきます。第3回の会議は、2月中旬から3月上旬の間というふうにさせていただきます。詳しい日程の調整は、私のほうでさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

### 岩沢委員長

この辺の、日程については変更されるということで、委員の方それぞれご承知おきして頂きたいと思います。5月下旬までには、制定にこぎつけたい。事務局に日程調整をお願いして、その後のことは委員の皆さんにお願いをする。一部を変更して、検討委員会の申し合わせ事項については今後変更のうえ、これらを実施していくことで良いですか。

これらについて、委員の方にご通知をお願いします。

委員会の申し合わせ事項については、今申し上げたとおりで、訂正の上これらを執行していくことでご承知おきを願いたいと思います。

続いて田村市民憲章の検討資料についての説明をお願いします。

### 松本補佐

田村市民憲章の検討資料ということで、委員さんがそれぞれ憲章を作って頂く際の資料となれば良いのかなという意味合いでこの資料を作成させて頂いております。1ページ目の市民憲章とはということで、日本の市民憲章の形式から市民憲章のポイントまで、4項目あります。

これは、早稲田大学の三輪教授のホームページに掲載されている内容です。市民憲章を作るにあたっては概ね、こういったことが重要になると、分厚い今日の資料にも書いてありますが、ここから抜き出しております。

（1）の日本の市民憲章の形式ということで、市民憲章というのは、ここに書いてありますように、前文と本文から成っているのが普通である。それを定型のものと言っている。圧倒的に日本の市民憲章は、前文と本文からなっている定型のものが多いとなっています。かたや、散文的な非定型的なものもあるといわれています。非定型的なものは、1番～、2番～、と書いてあるわけではなく、普通の文章と同じに、ずらずら書いてあるものは珍しいものとしてあります。定型的なもの前文として取り上げられているものとしては、地理的なもの、歴史的なもの、風土的なもの、こういったものが簡潔に取り入れられているというふうなことがあるようです。

例として、私たちは阿武隈の美しい山並みを持つ市民です。などがあります。

次は本文形式ですが、市民が日常生活を営む中で、継続的に心がける目標的なもの、こういったものが、箇条書きに書かれるものが一般的であります。

例えば1番、自然を愛し、美しい町にしましょう。2番～。こういった形式のものが、一般的とされています。

(2)の市民憲章の意義ですが、まずは、町の理想像を掲げて空間的な達成と目標を示すということで、個々人の生活を豊かにするための社会的な努力目標を示すことであるというふうにされています。例えば、明るい町何々、美しい町何々、住みやすい町何々、などという理想像がまず述べられ、その後で助け合いとか、思いやりとか、決まりを守るとかが意義として述べられるようです。

(3)の市民憲章の役割ですが、市民憲章の果たす役割ということで、日本の市民憲章は、まずは本文が簡潔であること、肯定的に述べられていること。つまり、否定的なものはないということです。前向きなものが述べられている。和語が多用されている。これらが日本の市民憲章の特徴とされています。このことから日々、市民憲章を思い出したり、口に出したりすることで、幅広い年齢層で誰もが日々できることを気持ちよく自覚することが、市民憲章の果たす役割だと考えられています。良い町を作るといのは、全市民の継続的な努力によって達成することができる。したがって、一部の人間の一時的な努力によって達成されるものではない。

(4)の市民憲章のポイントですが、市民憲章を作る上での、以下6つを確認する必要があるとされています。

1つ目としては、(2)(3)の意義や役割を理解する必要がある。理解した上で作る必要がある。ですが、田村市には総合計画とかいろいろあります。それらについて、市民憲章はどこが違うのか、よく理解して作る必要があるとされています。市民憲章は、日常生活を営む上で最高となる決まりであって、反面総合計画は行政上の都合で作ったものである。都市宣言はある時期のテーマを絞って作ったものである。いうふうに違いがある。これらの違いを認識して、市民憲章を作る必要があるとされています。

として、前文を置く意味はどうしてなのか。その辺をよく理解する必要がある。では、本文は、あくまで声に出して唱えるんだと、その辺を踏まえて作る必要がある。としては、簡単に作る必要がある。難しいと小学生が口ずさむのも大変だというふうなこともあるので、簡単、簡潔に作る必要がある。としては、田村市の地域や特徴や個性を盛り込んで、市民に愛されるものにしなければならない。以上が市民憲章を作るうえでの資料となります。

次に、総合計画と市民憲章を同調させるためには、こういったことを考えなくちゃいけないのかということがありますが、それぞれ違う経緯で作られていますので、市民憲章を作る上で、総合計画と同調させることは無いという考え方があります。参考までに市民憲章に総合計画を記載しました。

ちなみに、総合計画の構成ですが3つから成っています。1つは将来像。2つ目が基本理念。3つ目に基本方針があります。

(2)の総合計画をキーワードとした場合、前文としては、田村市の自然と文化、居住に感謝するとともに、これらを補修しまちづくりへ参画の決意を表明する。

続いて本文ですが、総合計画をもし参考にするのであれば、こういったキーワードが合うんではないか。あくまで、参考までに掲載をさせて頂いております。

#### 岩沢委員長

憲章の検討資料ということで、資料3について説明がございましたが、皆さんから質問等があれば、伺いたいと存じます。

これらをよく認識した上で、それぞれ憲章の策定に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

皆さんから質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。

(異議なし。)

では、質疑を打ち切りたいと存じます。

これで、3つの議事が終わった事になりますが、話し合いの中で原案を訂正したものについて、それぞれ確認の意味で、事務局の方からお願いします。

**松本補佐**

資料1のほうをご覧頂きたいと思います。まず変更があった部分ですが、3番の制定方法の変更です。事務局案としては、委員会で作成したものを市民の皆さんに、パブリックコメントで意見を聞く方法を提案しておりましたが、ここに若干修正が入りました。(1)につきましては、委員さんごとに素案を作って頂く。それと同時並行して、市民にも同じ問いかけをしたうえで、市民からも自由な発想で市民憲章の素案を出して頂く。委員さんそれぞれの素案と市民からのそれぞれの素案が、両方出揃った時点で、(2)に移ります。委員の素案と市民の素案を全体的に見渡した中で、(2)の素案を作成する。(3)として、最終的に再度市民の皆さん方に意見を聞く。

もうひとつは資料2の方です。1月20日までに別紙様式により、公室のほうに返信用封筒を準備しましたので、返信して頂きたいと思います。1月中旬から2月の上旬を目処に、市民に意見を聞けるように、広報紙を通じて市民に周知をしたいと思います。従いまして、第2回の検討委員会は2月中旬以降になります。3回目は3月の上旬から、中旬になるということで、日程の変更をさせていただきます。以上が変更になった点で確認をさせていただきました。

**岩沢委員長**

変更点をご承知おき頂きたいと思います。何かございませんか。

(異議なし。)

ただいま申し上げたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

**桜田委員**

事務局に1つ確認ですが、各委員の市民憲章素案は1つと書いてありますよね。そこに5項目が出ていますけど、5項目全部埋めるのですか。

**松本補佐**

ここの案の書き方ですが、前文があります。本文は、1～、2～、ということで旧町村の添付させて頂いておりますが、例えば滝根町ですと、まずは阿武隈の美しい山並み～と前文があります。その次に、1～、2～、とあります。前文を考えて頂いて、その下の本文は概ね5つぐらいにするのが、一般的だと考えられていたことから、敢えて5つかなとそのように用紙は用意させていただきました。ですので、委員さんが3つとか4つとか、考えられているのであれば、それはそれで良いのではないかと考えております。

**桜田委員**

わかりました。

**岩沢委員長**

その他ございませんか。

**白岩委員**

市民憲章の素案というか、どういう形で作るのかとか、こういうことを話し合うのが委員会の目的かなと思うのですけれども、素案をそれぞれ作ったあとで、前文はどのような形で作っていくかという話し合いはするのでしょうか。

これは、最初に話し合っておかないと、市民から公募しても方向性が違うわけですから、いくら話しをしても決まらないというか、どういう形式で作るのか、前文はどのような方向性で作るのかという議論をこの委員会でしておかないと・・・議論をする場というのはあるのでしょうか。ないのでしょうか。

**松本補佐**

お話がありましたように、例えば、それも1つの考え方だと思います。委員さんそれぞれに、日本全国見渡すと色々な憲章があります。先ほど申し上げましたように、非定型・散文詩的な本当に独創的なものがあります。ここに住民の代表という立場でおいで頂いているので、作りたい意志そのままに作って頂くのが一番かなというふうに考えていたものですから、このようにさせて頂きました。

もし統一するのであれば、先ほど総合計画との兼ね合いの6ページの(2)です。これらを申し合わせてするかどうかです。その辺のところご審議いただければと思います。

**岩沢委員長**

これが一番頭が痛い。これについてご意見ありますか。

**大橋委員**

これは、一番難しい。

**岩沢委員長**

憲章についての定型かあるいは非定型にするかは、委員の皆さんどうですか。

**桜田委員**

参考資料を念頭において作れば良いのですかね。

**松本補佐**

先ほどありましたように、委員さんに作って頂いて一覧表に10個並べますが、それぞれ委員さんがこうした思いで作ったのだと見て頂き、ご討議頂くためにこういう形にさせて頂きました。

統一した考えで作るのであれば、6ページの(2)のようにして頂ければと思います。その辺を皆さんでお願いしたいと思います。

**岩沢委員長**

どうでしょうかね。

**渡辺委員**

今日皆さんが初めて集まって分厚い資料を頂き、今日どうこう方向性を決めるのではなくて、基本姿勢とかを定めちゃうと考え方が狭まってくると思うんですね。

だから3人寄れば文殊の知恵とかって、3人の意見も貴重な意見がでると思います。10人集まっているわけですから、色々な方面から自由に考えてこの参考資料に目を通して、約1ヶ月弱の期間しかないですけども、せっかく選ばれたので、委員さんそれぞれにまずは案を出してみて、事務局の方が求めてらっしゃるように、大変大きな宿題を出されたわけですね。方向性は決まらないと思いますので、まずは出して頂くということで、事務局案どおりにまずは動いてみるのが良い案だと思うのですがどうでしょうか。

**岩沢委員長**

確かにその通りだとは思いますが、事務局案どおりに進めるということにしますか。

**星委員**

良いんじゃないでしょうか。まずは動き出してみないと・・・。

**岩沢委員長**

みんなで智恵を出し合って提出するようにしましょう。

その他ございませんか。なければ、以上で終了したいと思います。それぞれ1月20日まで提出をお願いしたいと存じます。続いてその他に移ります。

**松本補佐**

事務局でその他について準備しているものはありません。

**岩沢委員長**

委員さんの方からは何かございませんでしょうか。

**村上委員**

この配られた参考資料の出所は。

**松本補佐**

参考資料は、先ほども若干触れましたが、早稲田大学の三輪教授のホームページに掲載してあります。本日お配りした参考資料については、そちらをお配りいたしました。

**岩沢委員長**

その他ありませんか。なければその他についても終了させていただきます。この会議については、全て終了しましたので、閉会いたします。どうもありがとうございました。

**西山補佐**

長時間にわたりご検討本当にありがとうございました。より良い憲章となりますよう、今後ともよろしく願います。

本日はこれで閉会といたします。どうもお疲れ様でした。